## 報 告 3月25日 国相手の大飯原発運転停止を求める裁判 第29回法廷

- ■■ 原告:燃料が溶融すれば<u>原子炉の冷却を放棄す</u>る関電の事故対策は 「溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止すること」を求める技術的能力審査基準等に違反
- 国:火山灰に関する主張は「9月の予定」と引き延ばし

「原発事故は人々を分断する」「屋内退避は生やさしいものではない」

# ※3月28日 大飯原発3・4号の運転差止め仮処分決定 大阪地裁に集まろう

(集合:14時40分大阪弁護士会館1階ロビー)



3月25日午後3時から大阪地方裁判所で、国相手の大飯原発3・4号の運転停止を求める裁判の第29回法廷が開かれました。傍聴に参加された皆さん、ありがとうございました。

当日は法廷の後に進行協議が入り、弁護団と原告 共同代表の小山さんは進行協議に参加し、原告・支 援者は交流会を先に行いました。当日の報告です。

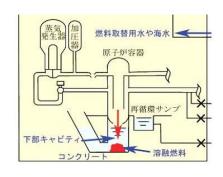
原告・被告双方の書面等はこちらにあります。↓

http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban\_gyouso\_room.htm

### ◆裁判と進行協議の内容

今回の裁判では、原告は準備書面(29)を提出し、谷弁護士が3つの内容を陳述しました。 ①地震動の「ばらつき」に関する証拠の提出、②原告適格との関係で、裁判所から求められていた、住所変更になった原告の被ばく量の資料を提出しました。転居で最も遠方となったのは沖縄県在住の原告で、大飯原発から約1,200kmです。規制庁のシミュレーションから計算した被ばく線量(100%値)では4.2mSvとなり、沖縄でも事故の影響が及ぶとの説明がありました。

③関電の事故対策では、燃料が溶融しても原子炉の冷却はあきらめ、原子炉下部キャビティに落下した溶融燃料の冷却に限っています。これは、「格納容器の破損を防止するための必要な措置を講じる」ことを求めている設置許可基準規則に違反しています。また、「溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止すること」を求めている技術的能力審査基準にも違反しています。この点について、法的根拠を整理して主張しました。これは裁判官の質問に答えたものです。



被告の国は、裁判所からの要求で、これまで主張を放置していたいくつかの問題について3つの書面を出してきました。制御棒の挿入性問題(25準備書面)、津波問題(26)、推本の地震動レシピの正当性(27)についてです。書面は基本的に、規制委員会の審査合格書に書かれている内容を記したものです。制御棒挿入性の問題では、設置変更許可では、方針のみを審査す

次回裁判:第30回法廷 6月24日(月)午後3時 大阪地裁202号法廷

ることになっており、具体的な挿入時間は後段の工事認可で問題になることなので、裁判の内容とは関係ないというものです。しかし実際に関電は、地震時の挿入時間が 2.2 秒以内に納まるという判断を提出しそれで審査されて許可が出ているのです。技術基準規則の位置づけも含めて検討し的確に反論することが課題となっています。

国に対する裁判官の質問のうち、残された F-6 破砕帯と設置許可基準規則 51 条・55 条の問題は次回に書面を提出するとのことです。

国は火山灰問題についていまだ書面を出していません。法廷後の進行協議では、関電がまだ報告を出していないので、国の主張は9月の裁判になる予定だと述べたとのことです。越畑火山灰問題では、25cmの層厚を規制委員会も認め、これを基に3月中に関電が原発敷地での層厚等の評価を出し、4月中には規制の必要性について判断をすることになっています。そのため6月の法廷までに書面を出せるはずですが、9月に引き延ばしています。

今後の法廷に向けて、原告は地震動の「ばらつき」問題の主張、国が今回出してきた書面を 批判していくことになります。

## ◆報告・交流会

報告会では、上記内容について弁護団から報告があり議論しました。重大事故時に原子炉の 冷却を放棄して下部キャビティの冷却に限っていることについては、裁判で証拠として提出し たDVDを見ました。大飯原発では、冷却のためのポンプが切り替え式になっており、炉心と 下部キャビティを同時に冷やすことができない構造であることが紹介されました(高浜1・2 号、美浜3号では、構造の違いもあり、関電は、下部キャビティに直接注水できるルートを新 たに設置する工事を行っています)。

### ◇武藤さんのお話 「地震・津波・原発事故から避難して8年」



交流会では、石巻市から避難した原告の武藤さんから、事故8年を経て、今だから語れること、今思うこと等が話されました。原発事故前から原発反対の活動をしており、事故が起こればすぐに逃げると言っていたが、実際には、多くの人々を置いて逃げるのはつらかったと語り始めました。そして、避難する人、とどまらざるを得ない人など現実は様々で、「原発事故は人々を分断するものだ」と。原発が爆発したとき、安

全を繰り返してきた電力会社や自治体の人たちの顔が次々に浮かんだ。宮城県の環境部会の委員にもなっており、事故前の会合では、安定ヨウ素剤は病院に保管してあると説明があったが、 実際に原発が爆発した後は、病院にヨウ素剤を取りに行くことなどできなかった。

当時は、「子どもを守らなければ」の一心だった。家では窓や換気扇に目張りをして1週間程、屋内退避を続けた。空気の入れ替えもできないため家族は体調を崩していった。武藤さんは高熱が続き、家族にうつさないために目張りした部屋の外で一人過ごしたとのことでした。国や自治体は、避難させずに「屋内退避」と言うが、屋内退避は口で言うほど簡単なものではないと、当時の室内の写真をパワポで写しながら語りました。

武藤さんはエビ加工の工場を大阪でも続けています。生産者の立場としては、食材に含まれる放射能の数値を公表することが最も大事だとして、実践しています。しかし数値公表はなかなか浸透せず、その原因の一つが、添加物が多い食材はそれだけ測定が困難なことにあるとの

ことでした。

また、大間原発(フルMOX)の建設反対の現地集会にも毎回参加し、集会と音楽を合わせた取り組みを続けています。町の人は反対の声を上げにくいため、「一緒に大間の海を守ろう」と住民の皆さんの心に響くような言葉で町内デモを行っているそうです。

最後に、出版した『生きる職場』(イースト・プレス社)を紹介し、働く人のことを第一にした視点は、人を大切にする反原発・環境問題にも通じていると語りました。

久しぶりに武藤さんのお話を聞きました。いつもながら元気で前向きな武藤さんですが、様々な困難や葛藤を乗り越えているその姿に、学ぶことの多いお話でした。

### ◇関電の中間貯蔵・サイト内乾式貯蔵に関する情報交換

関電は昨年12月26日、中間貯蔵の福井県外候補地を示すことはできないとして福井県知事に謝罪しました。これは大飯原発3・4号の再稼働の条件でもありましたが、西川知事は運転停止を求めることもありませんでした。この問題について、「毎月26日のランチタイムに関電前に集まる女たち」の山崎さんから、今年に入っての情報が紹介されました。3月の関電との交渉で、中間貯蔵について「手ごたえを感じているが、地点名を公表するとつぶされる」等と関電が語ったそうです。その際、関電の「供給管内」で理解活動を続けていると発言し、福井県嶺南地域(おおい町・高浜町・美浜町など)も入るため、福井県内での乾式貯蔵も視野に入れているのではないかとの話がありました。実際に、4月7日の知事選を前に、西川知事は「中間貯蔵までの一時的なサイト内乾式貯蔵も認める」と発言しています。また、参加者からは、佐賀では玄海原発の使用済燃料プールのリラッキング(ぎゅうぎゅう詰め)とサイト内乾式貯蔵に反対する活動が強まっており、九州、福井、関西などで連携して、これらに反対していこうとの発言もありました。

#### ◇3月28日 大飯原発3・4号運転差止仮処分裁判の決定 大阪地裁に集まろう

大飯原発仮処分裁判の申立人である児玉さんからは、3月28日、午後3時に、いよいよ決定が出ることが報告されました。島﨑邦彦氏(前規制委員会委員長代理)が大飯原発の基準地震動は過小評価だと主張している内容を基本にした仮処分裁判です。昨年10月に4回目の審尋が終了し、早ければ年内、遅くとも年明けには決定が出るのではと言われていましたが、3月末に長引いた決定が、どのようなものになるのか、期待と不安の入り混じる心境を語りました。

3月28日は大阪地裁前に集まり、ともに決定を迎えましょう。集合は、午後2時40分に大阪弁護士会館1階ロビーです。

最後に、「原発事故被害者の救済を求める第四期の請願署名」と、コープ自然派が取り組んでいる「福島第一原発の汚染水の海洋放出に反対する署名」への協力が呼びかけられました。

次回、次々回の裁判傍聴もよろしくお願いします。

次 回:6月24日(月)午後3時 大阪地裁202号 次々回:9月26日(木)午後3時 大阪地裁201号

2019年3月27日 おおい原発止めよう裁判の会事務局